

再資源化事業等の高度化に係る認定申請の手引き

～類型② 高度分離・回収事業～

令和 7 年 11 月

環境省

環境再生・資源循環局 資源循環課

目次

用語の定義.....	1
第1章 本制度の概要.....	3
1.1. 法の概要.....	3
1.2. 再資源化事業等の高度化に係る認定制度の概要.....	5
1.3. 申請における共通事項.....	8
1.3.1. 情報の取り扱いについて.....	8
1.3.2. 設置について.....	8
1.3.3. 「処分の用に供する施設」と「設置しようとする廃棄物処理施設の関係性」について.....	8
1.3.4. 指標の設定について.....	9
1.3.5. 各リサイクル法等との関係性について.....	10
第2章 認定の基準.....	12
2.1. 対象となる事業内容の基準.....	12
2.2. 対象となる者の基準.....	15
2.3. 対象となる施設・設備の基準.....	19
第3章 新規認定の申請.....	23
3.1. 申請の流れ.....	23
3.1.1. 事前相談（本制度に関する照会・事業構想の相談）.....	23
3.1.2. 認定の申請（申請書の提出）.....	23
3.1.3. 標準処理期間.....	24
3.1.4. 申請手続きの流れ（申請フロー）.....	25
(1) 施設の新設を伴う場合.....	25
(2) 施設の新設を伴わない場合.....	26
3.2. 申請事項及び留意事項.....	27
(1) 計画に記載すべき事項について.....	27
(2) 計画に添付すべき書類について.....	32
(3) 留意事項等.....	37
3.3. 関連法令との関係性.....	38
3.3.1. 都市計画法との関係性.....	38
3.3.2. 建築基準法との関係性.....	38

3.3.3.	農地法・農振法との関係性	39
3.4.	申請書の作成方法	40
3.4.1.	申請書類の一覧.....	40
3.4.2.	様式等	40
第4章	変更認定の申請	41
4.1.	申請事項及び留意事項	41
4.2.	申請書の作成方法	42
第5章	軽微な変更の届出.....	43
5.1.	届出事項及び留意事項	43
5.2.	届出書の作成方法	44
第6章	廃止届出	45
6.1.	該当事案.....	45
6.2.	廃止届出書の作成方法	45
第7章	認定後に適用を受ける規定	46
7.1.	再資源化の実施の状況の報告	46
7.2.	報告の徴収、立入検査	47
7.3.	認定後に適用される処理基準について	49
第8章	本制度に関する問い合わせ先	51

用語の定義

用語	定義
法	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 (令和 6 年法律第 41 号)
令	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 施行令 (令和 7 年政令第 3 号)
規則	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 施行規則 (令和 7 年環境省令第 22 号)
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
廃棄物	廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物。
産業廃棄物	廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設(廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般 廃棄物処理施設をいう。)又は産業廃棄物処理施設(廃棄物処理 法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。))
都道府県知事等	都道府県知事及び廃棄物処理法施行規則第 27 条で定める指定都 市の長等。具体的には、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長を指す。
再資源化	廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部とし て利用することができる状態にすること。
再生材	廃棄物の再資源化によって生じる、製品の一部やその原材料とし て利用することができるもの又はその可能性のあるもの。製品又 は部品の製造事業者等に売却できる性能・性状等となっている状 態のものをいう。
再生資源	廃棄物のうち有用なものであって、原材料として利用することが できるもの又はその可能性のあるもの。製品又は部品の製造事業 者等に売却できる性能・性状等となっている状態のものをいう。
再生部品	廃棄物のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として

用語	定義
	利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。製品又は部品の製造事業者等に売却できる性能・性状等となっている状態のものをいう。
再資源化事業	再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の事業。
高度再資源化事業	需要に応じた資源循環（物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再生部品又は再生資源を廃棄物処分業者が供給する資源循環をいう。）のために実施する再資源化事業。
高度分離・回収事業	廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業。
再資源化工程の高度化	廃棄物処理施設への再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入。
基準シナリオ	定量的指標の評価に当たり、認定申請を行う事業の効果を確認するための基準となるシナリオ。認定制度の類型別にその設定や算出方法が異なる。
事業シナリオ	定量的指標の評価に当たり、認定申請を行っている事業を実施した際の状況を想定したシナリオ。事業計画の目標年（計画内の目標が達成できる年で認定取得年度を初年度とし、最大で7年度まで）における申請の事業計画に係る数値、性質等を設定して算定する。なお、シナリオの範囲は申請者が実施する事業の範囲とする。

第1章 本制度の概要

1.1. 法の概要

資源循環を通じた経済成長を目指す循環経済への移行は、カーボンニュートラルのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決にも貢献でき、その加速化を図る必要がある。また、欧州を中心に世界的に製品製造等における再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅ければ成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要である。

このような状況を踏まえ、脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指すものとして、法は、令和6年5月29日に公布、令和7年11月21日に全面施行されることとなった。

法の概要は以下のとおりである。

○ 基本方針の策定

再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、基本方針※を策定し公表するものとする。国が目指すべき目標を定め、資源循環産業の発展に向けた施策の方向性を提示する。【法第3条】

※資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（令和7年環境省告示第2号）を参照

○ 再資源化の促進

資源循環産業全体の底上げを図るため、再資源化事業等の高度化の促進に関する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項※を策定し、公表するものとする。資源循環産業のあるべき姿への道筋を示すことで、産業全体の底上げを図る。【法第8条】

また、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況を報告させ、これを環境大臣が公表することとする。資源循環の促進に向けた情報基盤を整備し、製造事業者等とのマッチング機会の創出を通じた産業の底上げを図る。【法第38条、第40条】

※廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（令和7年環境省令第1号）を参照

○ 再資源化事業等の高度化の促進

先進的な再資源化事業等の高度化の取組を環境大臣が認定する制度を創設し、認定の効果として、廃棄物処理法の特例を措置することとする。国による最新の知見を踏まえた迅速な認定による制度的支援を通じて先進的な事例を重点的に支援し、先進的な事業を全国的に波及させる。【法第 11 条～第 21 条】

本手引きでは、「再資源化事業等の高度化の促進」の施策である認定制度の申請に係る手続き等について解説する。

1.2. 再資源化事業等の高度化に係る認定制度の概要

法では、上述の目的を達成するために、以下の3つの認定制度を設ける。

類型①：高度再資源化事業

類型②：高度分離・回収事業

類型③：再資源化工程の高度化

以下に各々の認定制度の趣旨の解説とその認定を受けることによる特例を示す。

○ 類型①：高度再資源化事業

<制度趣旨>

動静脈連携の推進のため、製品等の原材料となりうる再生材を、質・量の両面で安定的に供給できる再資源化事業の創出を目的としている。そのため、認定対象となる再資源化事業は、本来、製品等の原材料として利用されるプライマリー材を代替できる再生材を安定的に供給するような事業とする。言い換えれば、製品等の原材料となる再生材を供給する再資源化事業であっても、当初からその製品等が再生材由来で製造されることが一般的であり、プライマリー材を使用して製造されるものでないような場合には、この「高度再資源化事業」の対象外となる可能性がある。

<特例>

環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、当該認定に係る高度再資源化事業計画（以下「認定高度再資源化事業計画」という。）に従って行う再資源化に必要な行為（収集・運搬、中間処分）を業として実施し、又は、認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができる。

また、産業廃棄物の排出事業者が、本認定を受けた者（認定高度再資源化事業計画に記載された再委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を業として行う者を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、廃棄物処理法第12条の3に基づく産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）の交付を要しないこととしている。

○ 類型②：高度分離・回収事業

＜制度趣旨＞

高度な再資源化事業の創出が必要として環境省が指定する廃棄物に対し、高度な技術により、通常の再資源化方法よりも有用な再生材の分離・回収が可能な再資源化事業の創出を目的とする。そのため、認定対象は、環境省が指定する廃棄物を処理対象とし、通常の再資源化方法と比較して高度な再資源化方法と整理される事業に限られる。

＜特例＞

環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、当該認定に係る高度分離・回収事業計画（以下「認定高度分離・回収事業計画」という。）に従って行う再資源化に必要な行為（中間処分）を業として実施し、又は、認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができる。

○ 類型③：再資源化工程の高度化

＜制度趣旨＞

既に許可を取得して再資源化を行っている廃棄物処理施設において、温室効果ガス排出量の削減が十分に見込まれる設備のリプレイス等が行われる場合に、その変更を認定する。一方で、認定する事業計画に、業の許可の変更に係るものは含めることはできず、仮に廃棄物処理施設の変更だけでなく業の変更許可が伴う場合は、本認定とは別に、廃棄物処理法等に基づく都道府県等による許可が必要となり煩雑な手続きとなることから、本認定制度の対象外となりうる。

＜特例＞

環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法における廃棄物処理施設の変更の許可を受けたものとみなす。

※法では、「再資源化」の定義を「廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすること」（第2条第1項）としており、当面は、廃棄物を燃料製品の一部とする処理も再資源化に含まれることとしている。なお、他の法令においては、「再資源化」に含める対象の範囲の整理が異なる場合があることに留意されたい。

(参考) 認定を受けることによって不要となる廃棄物処理法の許可の対照表

		類型①	類型②	類型③
収集運搬業許可	一般廃棄物	○許可不要		
	産業廃棄物	○許可不要		
処分業許可	一般廃棄物	○許可不要	○許可不要	
	産業廃棄物	○許可不要	○許可不要	
施設設置許可	一般廃棄物	○許可不要	○許可不要	○変更許可を受けたものとみなす
	産業廃棄物	○許可不要	○許可不要	○変更許可を受けたものとみなす
根拠となる条項		法第 13 条第 項 及び第 9 項	法第 18 条第 項 及び第 5 項	法第 21 条

1.3. 申請における共通事項

1.3.1. 情報の取り扱いについて

事前相談及び審査の過程において、事業を実施する区域の地方公共団体、環境省が契約を締結する審査補助者、法第 22 条に規定する登録調査機関及び審査の過程で必要に応じて実施する審査委員会の有識者等に対し、申請書及び申請書案（いずれも添付書類を含む）の一部又は全部を共有する場合がある。

また、申請者又は申請を検討している者の情報について、国から地方公共団体への聞き取りの実施又は過去に申請者又は申請を検討している者が地方公共団体に提出した申請書や届出の写し等（いずれも添付書類を含む）について、提供を依頼しそれらを国が確認する場合がある。

1.3.2. 設置について

法における「設置」は廃棄物処理法の運用と同様に、建設行為を伴わない場合も想定される。

（例）既に産業廃棄物処理施設として稼働している施設について、追加で一般廃棄物処理施設設置許可を取得する場合であっても、建設行為は発生していないが「設置」として扱う。

そのため法第 11 条第 2 項第 9 号の「廃棄物処理施設を設置しようとする場合」や法第 16 条第 2 項第 7 号の「廃棄物処理施設を設置しようとする場合」の判断は、いずれについても必ずしも建設行為の有無によらないことに留意すること。

1.3.3. 「処分の用に供する施設」と「設置しようとする廃棄物処理施設の関係性」について

高度再資源化事業においては法第 11 条第 2 項第 8 号で「廃棄物の処分の用に供する施設」の情報（この解説において「8号施設」という。）を、第9号で「廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設」の情報（この解説において「9号施設」という。）を記載する。また、高度分離・回収事業においても法第 16 条第 2 項第 6 号及び第 7 号で同様の構成となっている。

各施設の関係性については高度再資源化事業においては以下のとおりである（高度分離・回収事業についても同様の整理である）。

8号施設（処分の用に供する施設）

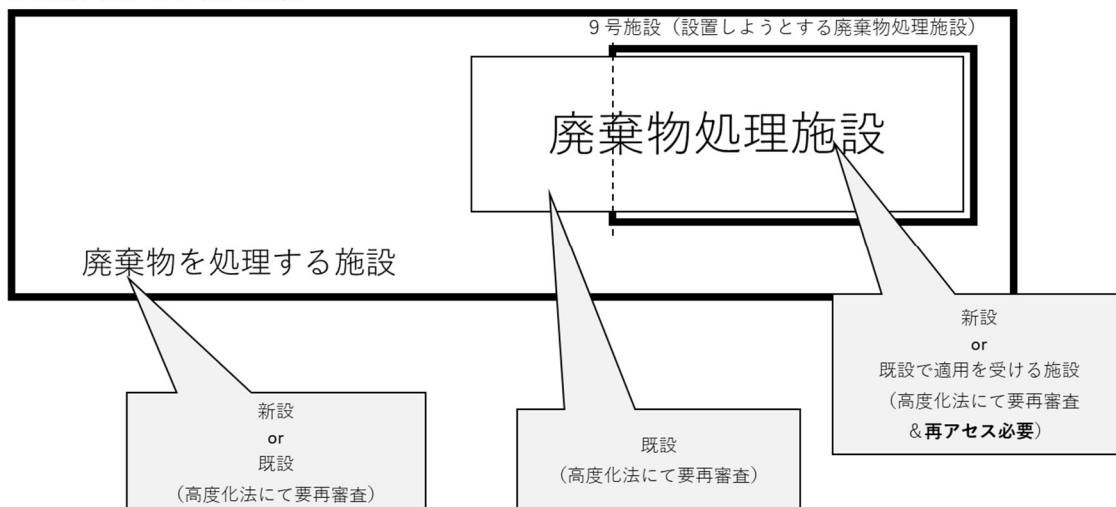


図 8号施設及び9号施設の概念の違い

上記のとおり8号施設は9号施設より広い概念であり、8号施設には廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設）の該当の有無に関わらず、高度再資源化事業において使用する全ての施設を記載する必要がある。

なお、既に廃棄物処理施設設置許可を有している施設を、9号施設として記載するかは任意となる（廃棄物処理施設設置許可不要の特例が得られるのは9号施設のみ）。

※9号施設を設置できるのは、申請者に限られる（再委託受託者は不可）。

既に廃棄物処理施設の許可を有している施設を9号施設に記載しない場合は再度の生活環境影響調査の実施は不要であるが（生活環境影響調査の実施が必要な施設は9号施設のためのみ）、当該施設について廃棄物処理法に基づく変更許可相当の改修をしたいときは、廃棄物処理法において変更許可手続きを実施する必要があることに留意すること（高度再資源化事業及び高度分離・回収事業のいずれについても、廃棄物処理施設の変更許可にあたる特例制度がないため）。

1.3.4. 指標の設定について

認定ごとに「温室効果ガス排出量の削減効果」及び「資源循環の効果」について、要件又は事業目標となる指標設定が必要である。

各指標の算定に当たっては別添の「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」を参考にすること。

設定すべき指標は以下のとおりである。

(参考) 認定申請に当たり算出すべき指標

指標	定義						
温室効果ガス排出量の削減効果	認定申請の範囲の温室効果ガスについて、基準シナリオにおける排出量に対し、申請事業の実施によって社会全体で削減される量を用いて評価する指標 (t・CO ₂ /廃棄物の処理量 1 t)						
資源循環の効果	類型に応じた以下の資源循環の効果に係る指標 (%) <table border="1"> <tr> <td>類型①</td><td>廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標</td></tr> <tr> <td>類型②</td><td>廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の再生材製造量の比率にて評価する指標</td></tr> <tr> <td>類型③</td><td>廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標</td></tr> </table>	類型①	廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標	類型②	廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の再生材製造量の比率にて評価する指標	類型③	廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標
類型①	廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標						
類型②	廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の再生材製造量の比率にて評価する指標						
類型③	廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標						

各指標については、認定取得年度を初年度とし、最大で7年度目の値を事業目標値として扱う。

なお、指標として扱う数値は事業目標値設定年度（最大で7年度目）の数値とし、当該事業目標年度までの期間における資源循環の効果に係る数値についても計画値として記載すること。

1.3.5. 各リサイクル法等との関係性について

廃棄物処理法における各種許可、及び各リサイクル法における認定制度の違いは、下表を参照すること。

(参考) 廃棄物処理法における各種許可、及び各リサイクル法における認定制度の違い

			申請できる者	取り扱える廃棄物	許可・認定の特徴	収集運搬業許可	中間処分業許可	廃棄物処理施設許可	再委託の可否
廃棄物処理法	一般廃棄物処理業		指定なし	一般廃棄物	—	許可制度	許可制度		禁止 (災害時を除く)
	(特別管理一般廃棄物) ※一般廃棄物処理業許可で扱う		指定なし	特別管理一般廃棄物 ※一般廃棄物処理業許可で扱う	廃棄物処理法第14条の4第17項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者等も、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。	許可制度	許可制度		禁止 (災害時を除く)
	一般廃棄物処理施設		指定なし	一般廃棄物、特別管理一般廃棄物	—			許可制度	
	産業廃棄物処理業		指定なし	産業廃棄物	—	許可制度	許可制度		原則禁止
	特別管理産業廃棄物処理業		指定なし	特別管理産業廃棄物	—	許可制度	許可制度		原則禁止
	産業廃棄物処理施設		指定なし	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物	—			許可制度	
	広域認定制度	一般廃棄物	製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品が廃棄物(一般廃棄物、特別管理一般廃棄物)となったもの(告示の17品目が対象。広域処理が不向きな性状のものを除く)	製造・販売事業者等が製品等を広域的に回収・再資源化する事業に対する認定制度	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
		産業廃棄物	製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品が廃棄物(産業廃棄物、特別管理産業廃棄物)となったもの(広域処理が不向きな性状のものを除く)	製造・販売事業者等が製品等を広域的に回収・再資源化する事業に対する認定制度	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
食品リサイクル法	再生利用事業計画の認定		食品関連事業者 特定肥飼料等製造業者 特定肥飼料等の利用者	食品廃棄物等	食品廃棄物等の再資源化を行う事業。荷積み・荷下ろしを行う市区町村の一般廃棄物収集運搬許可が不要になる。	一廃のみ許可不要	(廃棄物処理法で許可)	(廃棄物処理法で許可必要)	禁止
小型家電リサイクル法	再資源化事業計画の認定		指定なし	使用済小型電子機器等	使用済小型電子機器の再資源化を行う事業。一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業及び処分業許可が不要になる。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
プラスチック資源循環促進法	再商品化計画の認定		地方公共団体	市町村が分別して収集するプラスチック使用製品廃棄物	市区町村が再商品化計画を作成し再商品化事業者と連携して事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	原則禁止
	自主回収・再資源化事業計画の認定		製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品を含む使用済プラスチック使用製品	製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
	再資源化事業計画の認定		排出者、再資源化事業者	排出事業者等が排出したプラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者又は排出事業者から委託を受けた者が再資源化事業計画を作成し事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
再資源化事業等高度化法	高度再資源化事業計画の認定	一般廃棄物	指定なし	一般廃棄物(家電4品目を除く)	製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進。温室効果ガス削減必須。	不要	不要	許可不要	可
		産業廃棄物	指定なし	産業廃棄物(家電4品目を除く)	同上	不要	不要	許可不要	可
	高度分離・回収事業計画の認定	一般廃棄物	指定なし	告示で指定する廃棄物	特定の廃棄物における分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進。温室効果ガス削減必須。		不要	許可不要	禁止
		産業廃棄物	指定なし	告示で指定する廃棄物	同上		不要	許可不要	原則禁止
	類型③	一般廃棄物	指定なし	一般廃棄物、特別管理一般廃棄物	既存の廃棄物処理施設に対して高効率な設備導入等を促進。温室効果ガス削減必須。			廃棄物処理法 変更許可とみなす	
		産業廃棄物	優良産業廃棄物処分業者	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物	同上			廃棄物処理法 変更許可とみなす	

※実際に申請する際には各種法令の手引き等を参照されたい。

第2章 認定の基準

新規認定の申請者は、3つの認定制度のうち自らが申請しようとする認定制度について、法及び規則に規定する基準（事業内容の基準、申請者の能力の基準、廃棄物処理施設・設備の基準）を満たす必要がある。

2.1. 対象となる事業内容の基準

【法 第16条第1項並びに第3項第1号及び第2号】

第十六条 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「高度分離・回収事業」という。）を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

（中略）

3 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度分離・回収事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 高度分離・回収事業の内容が基本方針に照らして適切なものであること¹。

二 高度分離・回収事業の内容が、前項第四号に規定する指標²からみて当該高度分離・回収事業により処分を行う廃棄物の数量に占める当該高度分離・回収事業により回収を行う再生部品又は再生資源の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比して特に高いと認められることその他の環境省令で定める基準に適合するものであること。

（略）

【規則 第32条】

（高度分離・回収事業の対象となる廃棄物³）

第三十二条 法第十六条第一項の環境省令で定める廃棄物は、新たな技術、経済社会情勢の変化、社会の要請等を勘案し、特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定めるものとする。

【規則 第37条】

(高度分離・回収事業の内容の基準)

第三十七条 法第十六条第三項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条第二項第四号に規定する指標²が適切に算出されたものであり、かつ、当該指標が当該申請に係る高度な技術を用いることによつてのみ達するものと認められること^{4a}
- 二 高度分離・回収事業の実施の状況を把握するために必要な措置⁵を講じていること。
- 三 高度分離・回収事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。
- 四 地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組を併せて行うものと認められること⁶。
- 五 その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準⁷に適合していること。

【解説】

高度分離・回収事業では、再資源化の実施に伴って温室効果ガスの排出量を削減できることに加え、法第16条第3項第2号に記載のとおり、通常の再資源化よりも回収可能な再生部品や再生資源の量の割合が特に高いことが求められるほか、規則第37条に定める基準に全て適合している事業であることが求められる。

1. 「高度分離・回収事業の内容が基本方針に照らして適切なものであること」とは、基本方針を踏まえ、再資源化事業の効率的な実施や再資源化の生産性向上、再資源化工程から排出される温室効果ガスの量の削減に貢献する事業であることを求めている。
2. 「前項第四号に規定する指標」及び「法第十六条第二項第四号に規定する指標」とは、法第16条第2項第4号に規定される「再資源化の生産性の向上の程度を示す指標」であり、別添の「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」に基づいて算出される指標である。
3. 高度分離・回収事業の対象となる廃棄物として環境大臣が定めるものは以下のとおりである。
 - ① 廃太陽電池（太陽電池又はその附属品が廃棄物となったものをいう。）
※ 一般的に、ここでいう「附属品」とは、アルミフレーム、パワーコンディショナー、ジャンクションボックス、ケーブル等を指し、架台や基礎は想定していない。
 - ② 廃リチウム蓄電池等（リチウム蓄電池若しくはリチウム蓄電池を使用している製品が廃棄物となったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう。）

③ 廃ニッケル水素蓄電池等（ニッケル水素蓄電池若しくはニッケル水素蓄電池を使用している製品が廃棄物となったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう。）

※ 今後、本類型の対象廃棄物は追加される可能性があることに留意。

4. 「当該指標が当該申請に係る高度な技術を用いることによってのみ達するものと認められること」とは、他のリサイクル技術と比較し、廃棄物の処理において、特定の再生材を効率的に入手できる技術を利用することを指す。
5. 「高度分離・回収事業の実施の状況を把握するために必要な措置」とは、毎年度の提出が必要な報告書の作成が可能となるよう、以下の措置を講じることが求められる。
〈求める措置〉
 - 高度分離・回収事業における（廃棄物の収集から再資源化により得られた物の利用までの）一連の行程を、申請者が統括して把握できるようにすること。
 - 再資源化により得られた再生部品又は再生資源の種類ごとの重量が把握できるようにすること。
 - 高度分離・回収事業の実施の状況を把握するための任意の管理方法を記載すること。
6. 「地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組を併せて行うものと認められること」とはその廃棄物の処理において、地域の住民を雇用する、地域の環境保全活動の取組に協力するなどが挙げられる。
7. 廃棄物ごとに環境大臣が定める基準については、それぞれに対応する環境省告示を参照すること。不明点がある場合にあつては環境省に確認をすること。

2.2. 対象となる者の基準

【法 第 16 条第 3 項第 3 号】

第十六条

(中略)

3 環境大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る高度分離・回収事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

三 申請者の能力及び前項第六号に規定する施設が、高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。

(略)

【規則 第 38 条第 1 号】

第三十八条 法第十六条第三項第三号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者の能力に係る基準

イ 高度分離・回収事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること^{1。}

ロ 高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

^{2。}

(略)

【解説】

本制度の認定を受けようとする個人又は法人は規則第 38 条第 1 号に定められる基準の全てに適合していることが求められる。

1. 「高度分離・回収事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること」とは、法のみならず、廃棄物処理法についても把握したうえで、取り扱う廃棄物の性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知し、かつ、当該処理を的確に行うための技術、能力を有するという事を求めている。このことを証明するために後述する添付資料を求める。
2. 「高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」とは、高度分離・回収事業を適正、確実に行えるような経理的基礎能力を有することを求めている。このことを証明するために後述する添付資料を求める。

【法 第 16 条第 3 項第 4 号ハ】

第十六条

(中略)

- 3 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度分離・回収事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

- 四 高度分離・回収事業計画に前項第七号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

(中略)

- ハ 申請者の能力が、前項第七号ニ及びホに掲げる計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(略)

【規則 第 41 条】

第四十一条 法第十六条第三項第四号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること^{1。}
- 二 廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること^{2。}
- 三 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行い、かつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うことができること^{3。}

【解説】

本制度の認定を受けようとする個人又は法人は規則第 41 条に定められる基準の全てに適合していることが求められる。

1. 「廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること」とは、一般廃棄物処理業者や産業廃棄物処理業者と同様の基準が適用されているということを認識し、法を順守し、適正かつ確実な知識及び技術的な能力を有する者であることを求めている。「知識及び技能を有すること」を証明するために後述する添付資料を求める。
2. 「廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」とは、高度分離・回収事業に係る廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適正、確実に行えるような経理的基礎能力を有している者であることを求めている。

「経理的基礎を有すること」については、「高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。」を示す書類の内容をもって審査する。

3. 「廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うことができること」とは、廃棄物処理施設の設置をし、維持管理して事業を継続していくためには、周辺地域と調和を図り、理解を得ることも重要である。具体的な措置の一例としては、施設周辺の住民への説明会の開催、地域住民との行事の開催等の取組が挙げられる。なお、周辺地域に、教育施設、医療施設や社会福祉施設等が設置されている場合は、特に調和の確保に向けた一層の取組が求められる。申請の際には、調和を図るための取組を申請書類に記載するとともに、可能な限り事業を開始する前に取組を実施する必要がある。（申請以降に取組を実施する計画段階での申請も可能であるが、当該取組状況については、認定後、報告徴収等による確認を想定しており、取組を実施していないことが確認された場合は、法 17 条第 3 項第 4 号に抵触する可能性があることに留意すること。）

【法 第 16 条第 3 項第 6 号】

第十六条

(中略)

- 3 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度分離・回収事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

六 申請者が次のいずれにも該当しないこと

イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 次条第三項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

- | |
|--|
| <p>ヘ 個人であつて、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ト 廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者</p> |
|--|

【解説】

本制度の認定を受けようとする個人又は法人は法第 16 条第 3 項第 6 号に定められる要件（欠格要件）の全てに該当していないことが求められる。ここで、「廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者」及び「廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者」は、廃棄物処理業に関する欠格要件に当たり、これらの要件に該当しないことが求められる。

2.3. 対象となる施設・設備の基準

【法 第 16 条第 3 項第 4 号イ】

第十六条

(中略)

3 環境大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る高度分離・回収事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

四 高度分離・回収事業計画に前項第七号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

イ 前項第七号ニに掲げる計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

(略)

【規則 第 39 条】

(高度分離・回収事業計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準)

第三十九条 法第十六条第三項第四号イの環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること¹。

二 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

三 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

四 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

六 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

七 高度分離・回収事業の実施に資するものであること²。

八 その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準³に適合していること。

【解説】

本制度の認定を受けようとする際に廃棄物処理施設を新たに設置する個人又は法人は規則第 39 条に定められる基準の全てに適合していることが求められる。

1. 「自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること」については、「当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面」等において、構造耐力上安全であることが必要である。
2. 「高度分離・回収事業の実施に資するものであること」とは、再資源化に必要となる施設を本制度の対象として限定するものであり、例えば、残渣の処分のみに用いる施設については、本制度における廃棄物処理法に基づく施設設置の許可不要の施設の対象とはならない。
3. 「環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準」については、別途、それぞれの廃棄物に対応した告示等を確認すること。

【法 第 16 条第 3 項第 4 号ロ】

第十六条

（中略）

- 3 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度分離・回収事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（中略）

四 高度分離・回収事業計画に前項第七号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

（中略）

- ロ 前項第七号ニ及びホに掲げる計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

（略）

【規則 第 40 条】

（適正な配慮がなされるべき周辺の施設）

第四十条 法第十六条第三項第四号ロの環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

【解説】

「特に適正な配慮が必要であると認められる施設」の範囲については、その施設の特性上、人が利用し、その利用者に共通の特性がある施設をいうものであって、例えば、学校及び病

院等と考えられる。

【法 第 16 条第 5 項】

第十六条

(中略)

- 5 第十一条第三項の規定は高度分離・回収事業計画に第二項第七号に掲げる事項を記載する場合について、同条第五項から第七項までの規定は当該事項が記載された高度分離・回収事業計画について第一項の認定の申請があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「当該廃棄物処理施設」とあるのは「第十六条第二項第七号に規定する廃棄物処理施設」と、同項中「同項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

【法 第 11 条第 3 項】

第十一条

(中略)

- 3 高度再資源化事業計画に前項第九号に掲げる事項を記載する場合には、当該高度再資源化事業化計画には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添付しなければならない。

(略)

【規則 第 7 条】

(生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)

第七条 法第十一条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 設置しようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下この条において「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）
- 二 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- 三 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- 四 当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- 五 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

- | |
|---|
| <p>六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由</p> <p>七 その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項</p> |
|---|

【解説】

本制度の認定を受けようとする際に廃棄物処理施設を新たに設置する個人又は法人は周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、規則第7条に定める事項を記載した書類を作成しなければならない。

規則各号の記載事項の詳細については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月改訂 https://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html）を参照のこと。

第3章 新規認定の申請

3.1. 申請の流れ

3.1.1. 事前相談(本制度に関する照会・事業構想の相談)

(※申請者の判断を基に必要に応じて実施)

環境省では、認定申請の具体的な検討・手続き準備に入る前に、申請希望者の持つ構想や事業計画案が本認定制度に適したものであるか否かを判断するため、本手引きを事前に確認し、意見交換等を行う「事前相談」を受け付けている。

事前相談では、処理工程図や処理方法に関する情報を含む事業計画の作成等により事業構想の具体化や各基準等の適否可能性を確認できるとともに、申請後の審査において書類等の補正指示等の手戻りが大きく減らせる等により、審査をスムーズに行うことが可能となることから、環境省では、可能な限り、申請前の事前相談実施を推奨している。

事前相談に当たっては、最低限、巻末の申請様式のうち、「(別紙1・補足資料) 計画の概要」を作成したうえで、環境省環境再生・資源循環局資源循環課にご相談されたい。その提出された「計画の概要」については、関係する地方公共団体に共有する場合があることに留意すること。また、事前相談では、作成された申請書類一式の記載事項について事前確認することも可能であり、審査時において書類不備等による認定不可となることを避けることができる等の観点から、申請希望者におかれては、申請に係る書類一式の確認まで事前相談することが望ましい。

3.1.2. 認定の申請(申請書の提出)

申請書類は環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課に提出すること。

審査では、申請書類に不備等がないか確認(1次審査)した後に、申請内容の認定基準への適合や行政処分の有無の確認等(2次審査)を行う。なお、必要に応じて、申請者の協力の下で現地調査による確認を行うこともある。

また、提出された資料のうち、別紙1に付属する補足資料「計画の概要」については地方公共団体に意見聴取等を行う際に必要となるため、地方公共団体に共有する場合がある。

※申請書の編纂・印刷方法等は「3.4 申請書の作成方法」を参照。

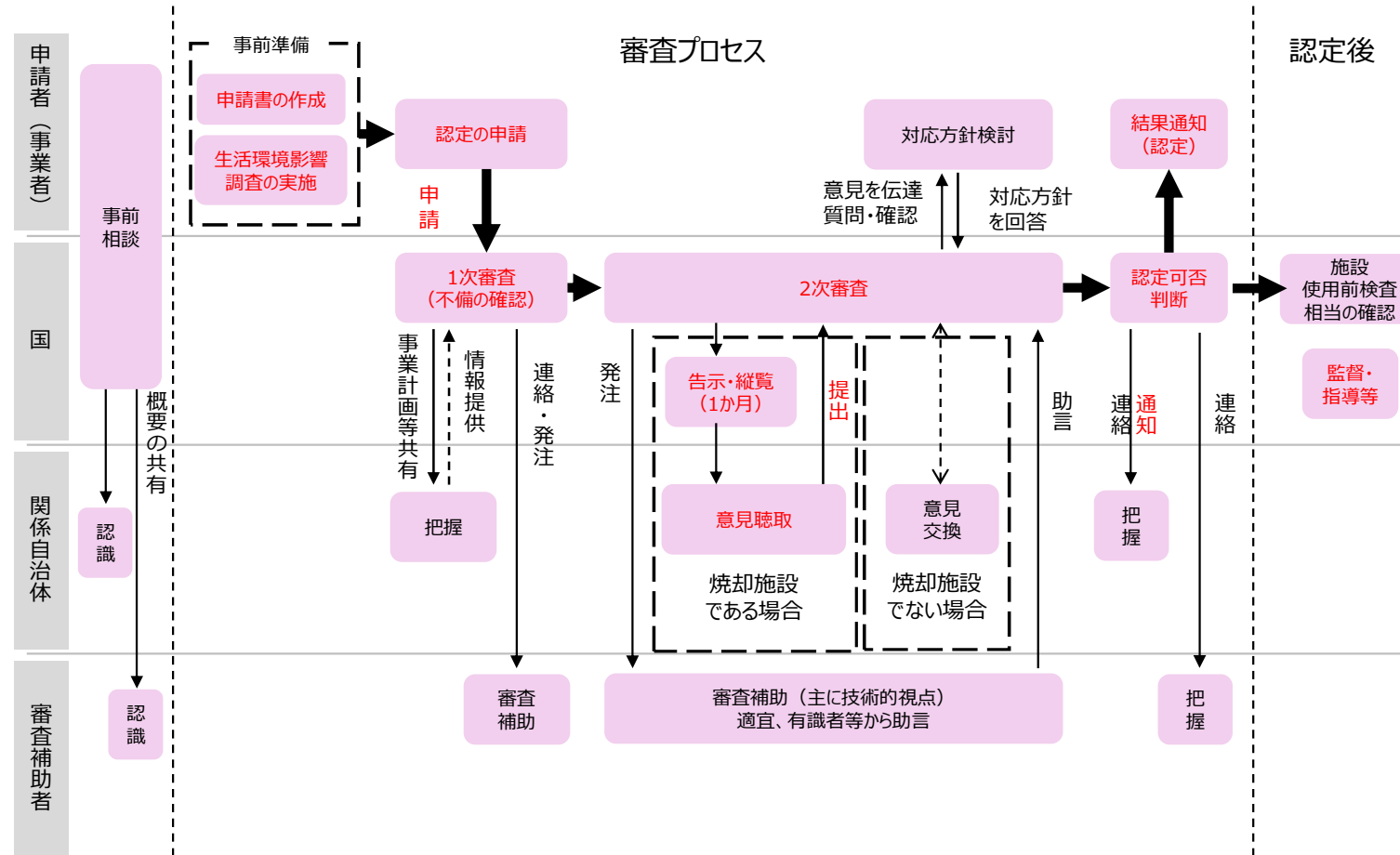
3.1.3. 標準処理期間

新規申請の認定に係る標準処理期間は、焼却施設を新たに設置する場合は 180 日、それ以外の場合は 120 日である。なお、審査の進捗等に係る連絡は行わない。

また、この期間は、環境省の担当者が申請書類を受理した日から認定日までの期間（土日祝日を含み、申請書類の受理後書類の不備が発覚した場合の補正期間は除く。）であり、事前確認に係る期間は含まれない。

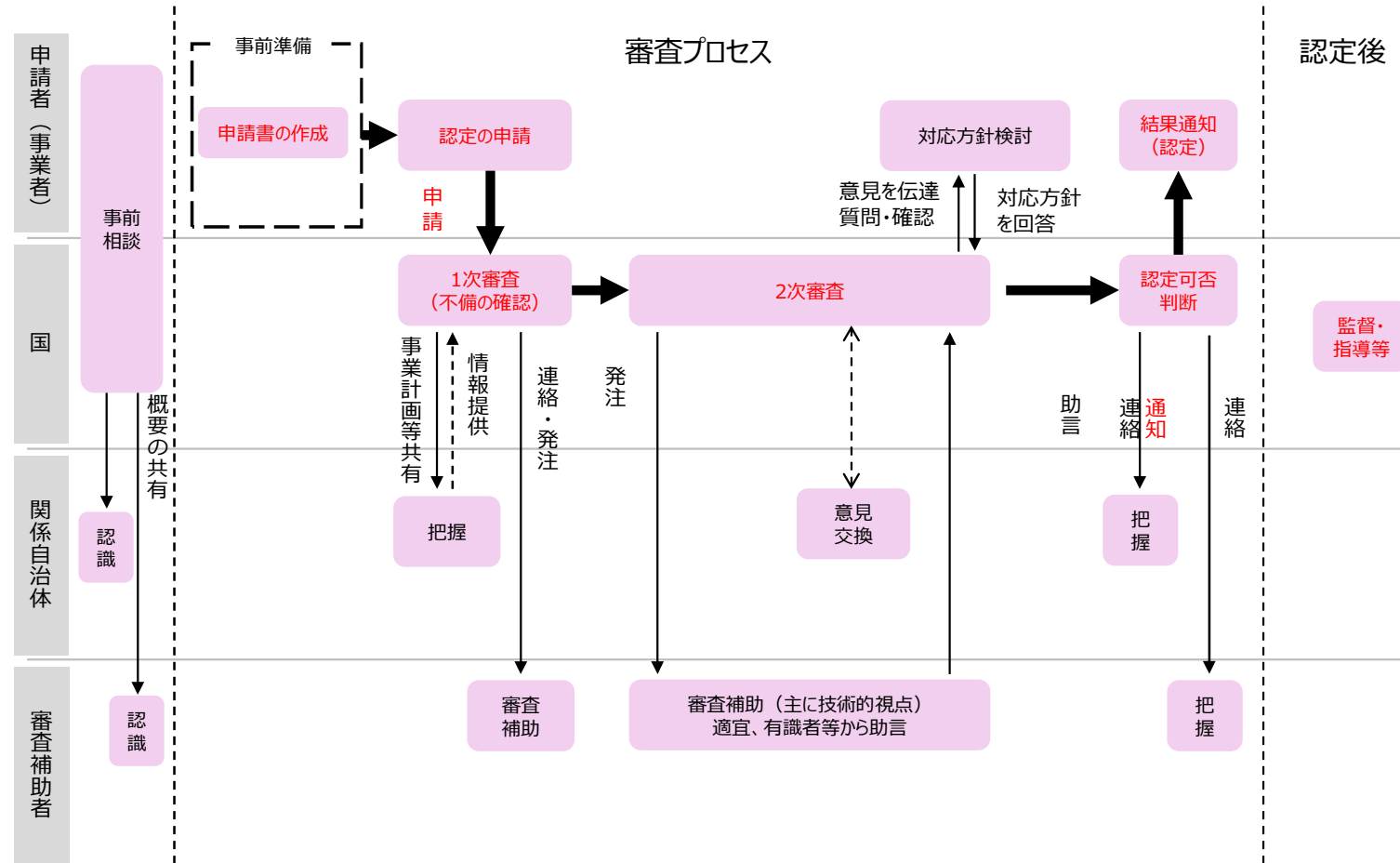
3.1.4. 申請手続きの流れ(申請フロー)

(1) 施設の新設を伴う場合



赤字：法に基づく手続き

(2) 施設の新設を伴わない場合



赤字：法に基づく手続き

3.2. 申請事項及び留意事項

高度分離・回収事業計画の認定を申請するには、高度分離・回収事業計画（申請書及び別紙 1 から別紙 10 まで）に加え、添付書類（添付 1 から添付 13）まで）が必要である。

（1）計画に記載すべき事項について

書類		説明
本体	申請書（高度分離・回収事業計画）	申請者の氏名等、必要事項を記入すること。なお、各欄にその記載事項の全てを記入することができないときは、適宜、別添を用意し、その旨を記入すること。
別紙 1	再資源化の実施方法	- 廃棄物の回収から再資源化などを行う最終処分施設及び再資源化により得られた物の利用までの、一連の再資源化の流れと委託の流れについてのフロー図及び必要事項を記入すること。 - なお、補足資料は、申請受付時に国から地方公共団体に対して共有する。 - 詳細は後段の補足を参照すること。
別紙 2	指標の算出結果	後述する添付 5 との整合に留意しつつ、指標の算出結果について記載すること。
別紙 3	本事業に用いる処分拠点の一覧表	申請者の全ての処分拠点（処理施設が 1 つ以上存在する事業所）の概要を記載すること。
別紙 4 群	各処分拠点の詳細	別紙 3 に記した処分拠点のうち、高度分離・回収事業計画の認定範囲に含まれる処分拠点について計画地周辺の状況や工程図、保管施設の概要、事業地の情報を記載すること。
別紙 5 群	本事業に用いる処理施設の詳細	別紙 3 に記した処分拠点のうち、高度分離・回収事業計画の認定範囲に含まれる処分拠点ごとに処理施設の詳細を記載すること。
別紙 6 群	本事業に用いる廃棄物処理施設における維持管理の計画	別紙 5 群に記す「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに必要事項を記載すること。
別紙 7 群	本事業で新たに設置する廃棄物処理施設の詳	別紙 5 群に記す「新たに設置する施設への該当性」で「該当」かつ、「廃棄物処理施設への該当

	細	性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに必要事項を記載すること。
別紙 8 群	廃棄物処理施設を設置する場合の導入予定設備・装置の一覧等	- 申請者が本認定申請に係る廃棄物処理施設を新たに設置する場合に提出を必要とし、廃棄物処理施設を設置しない場合は作成不要である。 - 対象設備が複数の施設にまたがる場合は施設ごとに本紙を作成すること。 - 記載内容は、別紙 7 群や後述する添付 1、添付 9 と整合させること。
別紙 9	規則第 32 条の規定により廃棄物ごとに環境大臣が定める事項について	廃太陽電池の受光面に使用されるガラスの性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であることを示すため、別紙 9 に記載の 4 つの必要事項について記載すること。
別紙 10	誓約・保証書	様式に記載している各種要件に適合している旨を誓約すること。

【補足説明】

ア 別紙 1 「再資源化の実施方法」

「1. 処理フロー図」では、廃棄物の回収から再資源化を実施する最終処理施設までの、一連の廃棄物の処理の流れについての処理フロー図を作成すること。

また、再資源化により残渣が生じる場合は、その処理の委託先及び処理方法についても記入すること。

〈再資源化により生じた残渣の処理を委託する際の注意点〉

- 当該高度分離・回収事業の事業活動に伴い生ずる廃棄物とすること
- 残渣処理の受託者は、認定高度分離・回収事業計画の特例の対象外となり、廃棄物処理法その他の法令に基づき適正に処理すること

「3. 地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組」については、申請者が行う取組について記載すること。例えば、従業員として地域住民を雇用する、企業版ふるさと納税を実施する、児童・生徒等の地域住民を対象とした環境学習会の開催などの取組が挙げられる。

「4. 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取

組」については、廃棄物処理施設を設置する場合のみ記載し、それ以外の場合は本項目を削除すること。取組の例としては、周辺住民と対象とした説明会の実施、周辺家屋への戸別訪問及び事業の説明、周辺地域で実施される会合での説明の実施、などの取組が挙げられる。

「5. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法」については、法で事業拡大をする場合のみ記載し、それ以外の場合は本項目を削除すること。

イ 別紙7群「本事業で新たに設置する廃棄物処理施設の詳細」

別紙5群に記す「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、別紙7群に当該施設ごとに必要事項を記載すること。

なお、新設を行う場合であって、申請時には所有権を有していない場合には、設置時に立入検査又は報告徴収により、権原書類を確認する可能性がある。

ウ 法第16条第2項第8号に記載のある【その他環境省令で定める事項】について

規則第33条第10号、第36条第2号、第37条第5号、第38条第5号及び第51条第2号については、それぞれに対応する環境省告示を参照すること。不明点がある場合にあっては環境省に確認をすること。

(参考) 上記に関連する法・規則の記載箇所

【法 第16条第1項及び第2項】

(高度分離・回収事業計画の認定)

第十六条 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「高度分離・回収事業」という。）を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

2 高度分離・回収事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

- 四 再資源化の実施方法、再資源化の生産性の向上の程度を示す指標その他高度分離・回収事業の内容
 - 五 高度分離・回収事業を実施する区域
 - 六 廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
 - 七 廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる事項
 - イ 廃棄物処理施設の設置の場所
 - ロ 廃棄物処理施設の種類
 - ハ 廃棄物処理施設の処理能力
 - ニ 廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - ホ 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
 - 八 その他環境省令で定める事項
- (略)

【規則 第 34 条、第 35 条及び第 36 条】

(高度分離・回収事業計画の記載事項)

第三十四条 法第十六条第二項第四号の高度分離・回収事業の内容は、次に掲げる内容を含むものとする。

- 一 当該申請に係る再資源化を実施する廃棄物の種類及び再資源化により得られる見込みの再生部品又は再生資源の数量
- 二 当該申請に係る認定後に実施する再資源化により得られる再生部品又は再生資源の利用方法

第三十五条 法第十六条第二項第七号ニに掲げる計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物処理施設の位置
- 二 廃棄物処理施設の処理方式
- 三 廃棄物処理施設の構造及び設備
- 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- 五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- 六 その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項

2 法第十六条第二項第七号ホに掲げる計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- 二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

三 その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

第三十六条 法第十六条第二項第八号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該申請に係る認定後に実施する廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設の場合には、当該廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 二 その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

(2) 計画に添付すべき書類について

添付資料	資料 番号	書類の具体例	申請者	
			産業廃棄物 中間処分業者	左記以外
1. 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面 （規則第 33 条第 1 号）	添付 1	事業所全体の平面図 保管施設の構造がわかる図面 中間処分施設の構造がわかる図面	必要	必要
2. （申請者が法人である場合） 定款及び登記事項証明書 （規則第 33 条第 2 号）	添付 2	定款 登記事項証明書（※ 1）	（申請者が 法人の場合） 必要	（申請者が 法人の場合） 必要
3. （申請者が個人である場合） 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） （規則第 33 条第 3 号）	添付 3	住民票（※ 1）	（申請者が 個人の場合） 必要	（申請者が 個人の場合） 必要
4. 申請者が規則第三十八条第一号イ及びロに掲げる基準に適合することを示す書類 （規則第 33 条第 4 号）	添付 4	責任の区分に応じた日本産業廃棄物 処理振興センターの修了証	■	必要
		貸借対照表及び損益計算書（※ 2） 納税証明書（※ 1）（※ 2） その他財務状況に応じた必要な書類	必要	必要
5. 法第十六条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類 （規則第 33 条第 5 号）	添付 5	別紙 2 に記載された指標の算出根拠 を示す資料	必要	必要
6. 申請者が法第十六条第四項第五号イからトまでのいずれにも該当しないことを 示す書類 （規則第 33 条第 6 号）	添付 6	役員の住民票（※ 1） 政令使用人の住民票（※ 1）	■	必要
7. 当該施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一 項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている 場合にあっては、当該許可を受けていることを証する書類 （規則第 33 条第 7 号）	添付 7	最新の施設許可証	必要	
8. 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が規則第三十八条第二号イ、ロ及 びニ並びに第三十九条各号に掲げる基準に適合することを説明する書類 （規則第 33 条第 8 号）	添付 8	誓約書・保証書	■	誓約書・ 保証書
9. （廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合のみ） 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当 該廃棄物処理施設の付近の見取図 （規則第 33 条第九号イ）	添付 9	処理工程図 処理能力計算書 付近の見取図	必要	必要
10. （廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合のみ） 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 （規則第 33 条第九号ロ）	添付 10	技術管理者認定講習修了証等	必要	必要

添付資料	資料 番号	書類の具体例	申請者	
			産業廃棄物 中間処分業者	左記以外
11. (廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合) 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響につい ての調査の結果を記載した書類 (法第 16 条第 3 項第 4 号ロ)	添付 11	生活環境影響調査結果の写し	必要	必要
12. (廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合) 当該廃棄物処理施設に関する法第十六条第三項第四号ハに掲げる計画が規則 第四十一条で定める技術上の基準に適合していることを示す書類 (規則第 41 条)	添付 12	施設の種類に応じた説明資料	必要	必要
13. (その他廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面) ※処理する廃棄物の種類に応じ、告示で定めた書類及び図面 (規則第 33 条第 10 号)	添付 13			

■：最新の産業廃棄物処分業の業許可証の添付をもって代えることができる。

なお、一般廃棄物の収集運搬業・中間処分業においては廃棄物処理法において申請書への記載事項及び添付書類について統一的な運用の定めがないことから、一律的に各種添付書類を求めることとしている。

※ 1：申請日時点で、発行翌日から 3 か月以内で最新のもの

※ 2：直近 3 年分

【補足説明】

申請者は「高度分離・回収事業計画」の認定を申請する際、法第 16 条第 3 項及び規則第 33 条で示される書類を添付する必要がある。

ア 添付 4「申請者が第三十八条第一号イ及びロに適合することを証する書類（規則第 33 条第 4 号）」とは、申請者の能力に係る基準として、高度分離・回収事業を適確に行うに足りる知識及び技能や、高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを示す書類である。ここで、高度分離・回収事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有することは、申請者の事業実施区分に応じ、例えば、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請に関する講習会等の修了証を提出することや、当該高度分離・回収事業計画に記載する再資源化に係る廃棄物の処理又は再資源化の実績があること等により証明することが可能である。上記講習会を修了することにより高度分離・回収事業計画を適確に行うに足りる知識及び技能を有することを証明する場合は、5 年以内に受講した講習会の修了証を添付すること。

また、経理的基礎を有するとは、利益を計上できていること又は自己資本比率が 1 割を超えていることが望ましく、少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。申請者が法人である場合、当該高度分離・回収事業計画を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを示す書類として、以下の書類を添付すること。

- (i) 直前 3 年の貸借対照表
- (ii) 直前 3 年の損益計算書
- (iii) 直前 3 年の法人税の納税証明書

直前 3 年の実績がない場合、(i) から (iii) までは実績がある範囲で提出し、別途、当該高度分離・回収事業計画を行うために必要な資金及び当該資金の調達方法を記した書類、預金残高証明書、融資証明書等並びに事業の開始及び継続に必要な資金等を確保可能であることを証明できる書類を提出すること。この場合、認定後しばらくの間は、(i) から (iii) までは提出する必要がある。申請者が個人である場合、当該高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを示す書類として、以下の書類を添付すること。

- (i) 資産に関する調書
- (ii) 直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

なお、法人・個人を問わず、事業の開始及び継続に必要な資金について、既に廃棄物処

理業を営んでおり、既存の設備等を活用するため新たな資金を必要としない申請者は、新たな資金を必要としない旨を記載した書類を提出すること。

なお、貸借対照表及び損益計算書の状況に応じて、経理的基礎の有無を詳細に確認するために、以下のような追加書類を提出すること。

（参考）経理的基礎の有無を詳細に確認するために必要な追加書類

貸借対照表	損益計算書		申請書に追加して添付する書類
直前期の 自己資本	直前期の 経常利益	直前３年間の 経常利益の 平均値	
＋	＋	＋	なし
＋	－	＋	直前３年の実績及び今後５年間の計画
＋	＋	－	
＋	－	－	
－	＋	＋	直前３年の実績及び今後５年間の計画 及び中小企業診断士又は公認会計士の 財務診断書
－	＋	－	
－	－	＋	
－	－	－	

イ 添付５「法第十六条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類」とは、別添の「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」に基づいて「再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標」の算出過程を記した資料である。

ウ 添付１０「（廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理を設置しようとする場合）当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（規則第３３条第９号ロ）」とは、廃棄物処理施設の設置・維持管理を的確に行うための能力を有することを求めており、技術管理者認定証の写し等の書類を指し、別紙５の誓約書に関する添付資料である。具体的には、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習会等の修了証（産業廃棄物処理業に係る講習会修了証ではないこと

に注意)を添付すること 又は廃棄物処理法施行規則第 17 条において、技術管理者の資格が定められており、当該資格を有することが確認できる書類を添付することにより証明することが可能である。

上記講習会を修了することにより高度分離・回収事業を適確に行うに足る知識及び技能を有することを証明する場合は、5 年以内に受講した講習会の修了証を添付すること。

技術管理者が役員・政令使用人以外の社員の場合は、社員であることを証する書類(社内組織図等)を添付すること。

(参考) 上記に関連する法・規則の記載箇所

【規則 第 33 条】

(高度分離・回収事業計画に添付すべき書類)

第三十三条 法第十六条第一項の規定により高度分離・回収事業計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする図面
- 二 申請者が法人である場合には、その定款及び登記事項証明書
- 三 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 四 申請者が第三十八条第一号イ及びロに掲げる基準に適合することを示す書類
- 五 法第十六条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類
- 六 申請者が法第十六条第三項第六号イからトまでのいずれにも該当しないことを示す書類
- 七 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設であつて、申請者が当該施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合には、当該許可を受けていることを証する書類
- 八 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が第三十八条第二号イ、ロ及びニ並びに第三十九条各号に掲げる基準に適合することを説明する書類
- 九 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、同号に規定する当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる書類
 - イ 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図
 - ロ 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 十 その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める書類

(3) 留意事項等

登録免許税の支払方法、領収証書の添付

本制度は、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 21 条に基づく登録免許税の課税対象となり、「高度再資源化事業計画」及び「高度分離・回収事業計画」の新規の申請については 1 件につき 15 万円、変更（区域増加の場合に限る。）の申請については 1 件につき 3 万円の登録免許税を納付する必要がある。納付に当たっては、新規の申請の場合、金額が 3 万円を超えることから現金納付に限られ、印紙納付はできない。（区域の増加を伴う変更の申請の場合は 3 万円なので、印紙による納付が可能である。）

登録免許税の支払いは、環境省本省の区域の管轄が麴町税務署のため、麴町税務署宛の納付となる。麴町税務署で直接納付する以外は、各税務署で麴町税務署宛の納付書を入手し、指定の金融機関で必要金額を納付することができる。

申請者は、登録免許税を支払った際の領収証書（写しも可）を申請書類とともに提出する必要がある。支払いの時期は、申請書提出の直前でよいが、事前相談をされる場合には、事前相談が終わった後がよい。

なお、申請書類に不備がある場合は、登録免許税の支払いを済ませていても申請書類を受理できないことに注意する必要がある。

【登録免許税法 第 21 条】

登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書（当該登記等を受ける者が当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して当該登記等の申請を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十六条及び第三十一条第二項を除き、以下同じ。）に貼り付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

3.3. 関連法令との関係性

新規の廃棄物処理施設に設置に当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）、当該地域における条例等を確認の上、必要に応じて所定の手続きを済ませる必要がある。本認定制度により、事業計画に基づく廃棄物処理施設の設置の許可は特例で不要となるが、上記の例示も含め他の関連法令への対応は別途必要となることに留意されたい。

本章では、例として都市計画法、建築基準法、農地法・農振法との関係性について概要を記す。該当する可能性がある場合は、新規施設の建設を予定している地域の都道府県及び市区町村へも事前に確認や相談を行うことが望ましい。

3.3.1. 都市計画法との関係性

都市計画法第 29 条では、開発行為（建築物の建築や特定工作物の建設を目的とした土地の区画形質の変更）について制限を行っている。新規施設の建設を予定している地域が都市計画区域内（更に、そのうち線引き／非線引きのどちらに該当するかによっても基準が異なる）、準都市計画区域内、それ以外（左記の区域外）のいずれに該当するか、また、開発の規模（面積）によって開発行為への該当が異なるが、特定の区域における開発行為や一定規模以上の開発行為に該当する場合は、開発許可の取得が必要となる。開発許可の取得に当たっては、許可権者である都道府県・政令市等への申請及び審査を経る必要がある。

3.3.2. 建築基準法との関係性

建築基準法第 51 条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」とされている。他方で、同条ただし書により、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等には、建築可能となる。

したがって、本認定制度に基づき建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 2 号に該当する施設を都市計画区域内に設置する場合は、建築基準法に基づく許可申請を行い、都市計画審議会の議を経て許可を取得する必要がある。

【建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 2 号】

(位置の制限を受ける処理施設)

第百三十条の二の二第二項 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
 - イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設
 - ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

3.3.3. 農地法・農振法との関係性

農地法農地を転用する者や、農地等転用するために当該土地に係る権利を設定・移転する者は、都道府県知事又は指定市町村の長の許可を受けなければならないこととされている（農地法第 4 条及び第 5 条）。また、農振法では、農用地区域（農業振興地域内において農業上の利用を確保すべき土地として指定された地域）に指定されている土地は転用が厳しく制限されており、農振法除外申請を行った上で前述の農地転用の許可を得なければ、農地を他の用途に転用することができないこととされている。したがって、本認定制度を活用して建設しようとしている新規施設の立地予定地域が農地に当たる場合、農用地区域への該否を確認したうえで、農振法除外申請や農地転用の許可申請を行って許可を取得する必要がある。

3.4. 申請書の作成方法

3.4.1. 申請書類の一覧

申請者は、2.2 に記載された書類（申請書、別紙、添付書類の一式）を作成すること。

3.4.2. 様式等

- 申請書類は日本産業規格A列4番を使用すること。
- 許可証の写し等の添付書類は最新のものを提出すること。
- 資料を添付する際、資料ごとに見出しをつけ添付資料一覧（P32.参照）との関連付けを行うこと。
- 申請書類一式を二穴ハードファイル等に綴じ、背表紙に申請者名を記入して提出すること。

※事前相談の段階では可能な限り電子媒体で提出すること。

第4章 変更認定の申請

4.1. 申請事項及び留意事項

【法 第17条第1項及び第2項】

(高度分離・回収事業計画の変更等)

第十七条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定高度分離・回収事業者」という。）は、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。

2 認定高度分離・回収事業者は、前条第二項第一号から第三号まで又は第八号に掲げる事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

【規則 第43条】

(認定高度分離・回収事業計画の変更の認定の申請)

第四十三条 法第十七条第一項の変更の認定を受けようとする認定高度分離・回収事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第三十三条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更後の処理の開始予定年月日

(認定高度分離・回収事業計画の変更の届出)

第四十四条 法第十七条第二項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第三十三条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更後の処理の開始年月日

【解説】

認定高度分離・回収事業者は「認定高度分離・回収事業計画」のうち法第 16 条第 2 項第 4 号から第 7 号に係る事項（P.29 参照）を変更しようとする場合、規則第 41 条に掲げられる事項を記載した申請書を作成の上、変更申請を行う必要がある。

なお、法第 16 条第 2 項第 1 項から第 3 号及び第 8 号に該当する変更を行おうとする場合は「第 5 章 軽微な変更の届出」を参照し、所定の届出を行うこと。

※認定高度分離・回収事業計画に記載した事項を変更する場合は、すべからく変更届出又は変更認定の手続きが必要であることに留意すること。

4.2. 申請書の作成方法

上記のとおり認定高度分離・回収事業計画に記載した事項を変更する場合は、いずれの変更についても変更届出又は変更認定が必要であることに留意すること。

変更届出及び変更認定申請においては、変更箇所を明確にした資料を作成し、認定高度分離・回収事業計画に添付した図面等に変更が生じた場合は、変更後の図面等を添付すること。

なお、変更認定の対象となる事業の実施に当たっては、事業実施前に国の認定が必要なため、十分な準備期間を確保し、変更認定申請を行うこと。

第5章 軽微な変更の届出

5.1. 届出事項及び留意事項

【法 第 17 条第 2 項】

(高度分離・回収事業計画の変更等)

第十七条

- 2 認定高度分離・回収事業者は、前条第二項第一号から第三号まで又は第八号に掲げる事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

【規則 第 44 条】

(認定高度分離・回収事業計画の変更の届出)

第四十四条 法第十七条第二項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第三十三条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更後の処理の開始予定年月日

【解説】

申請者は「認定高度分離・回収事業計画」のうち法第 16 条第 2 項第 1 から第 3 号及び第 8 号に係る事項（P.27 参照）を変更しようとする場合、規則第 42 条に掲げられる事項を記載した届出書を作成の上、環境大臣に届け出る必要がある。

※認定高度分離・回収事業計画に記載した事項を変更する場合は、いずれの変更についても変更届出又は変更認定の手続きが必要であることに留意すること

また、申請者は規則第 33 条各号に係る書類（P.36 参照）の変更を伴う場合は、変更後の書類を添付する必要がある。

5.2. 届出書の作成方法

上記のとおり認定高度分離・回収事業計画に記載した事項を変更する場合は、いずれの変更についても変更届出又は変更認定が必要であることに留意すること。

変更届出及び変更認定申請においては、変更箇所を明確にした資料を作成し、認定高度分離・回収事業計画に添付した図面等に変更が生じた場合は、変更後の図面等を添付すること。

なお、変更届出は変更事由が発生してから 30 日以内に行うこと。

第6章 廃止届出

6.1. 該当事案

【規則 第 45 条】

(認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の廃止の届出)

第四十五条 認定高度分離・回収事業者は、認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

【解説】

規則第 45 条に記載のとおり、申請者は速やかに廃止を届け出る必要がある。

6.2. 廃止届出書の作成方法

交付済みの認定証原本を添えて、廃止後、速やかに届出を行うこと。

第7章 認定後に適用を受ける規定

7.1. 再資源化の実施の状況の報告

【規則 第 46 条】

(高度分離・回収事業の実施の状況に関する報告)

第四十六条 認定高度分離・回収事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 当該一年間に処理した廃棄物の種類及び数量
- 四 当該一年間に再資源化を実施した廃棄物の種類ごとの数量及びその利用方法
- 五 当該一年間における法第十六条第二項第四号に規定する指標に係る実績
- 六 法第八条第一項各号の規定による廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況

【解説】

規則第 46 条に記載のとおり、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の一年間における認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の実施の状況に関し、規則に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない

7.2. 報告の徴収、立入検査

【法 第 44 条】

(報告の徴収)

第四十四条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定高度再資源化事業者に対し、認定高度再資源化事業計画に従って行う高度再資源化事業の業務の状況に関し報告させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定高度分離・回収事業者に対し、認定高度分離・回収事業計画に従って行う高度分離・回収事業の業務の状況に関し報告させることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、調査業務の状況に関し報告させることができる。

【法 第 45 条】

(立入検査)

第四十五条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定高度再資源化事業者又は認定高度分離・回収事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録調査機関の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定高度分離・回収事業者に対し、業務の状況に関する報告徴収、又は、事業所等への立入検査（以下「報告徴収等」という。）を実施することができる。認定高度分離・回収事業者は、報告徴収等の求めに適切に対応する必要がある、検査を拒み、妨げ、虚偽の報告をした場合には罰則が適用される。

環境省では、必要に応じて報告徴収等を実施することとしているが、特に、認定を受けた後に、当該事業計画に基づき設置した廃棄物処理施設の使用前や当該事業の開始前においては、原則、土地等の使用権原の確認のため、報告徴収等を実施する運用を想定しており、認定高度分離・回収事業者においては、当該事業計画に基づき設置した廃棄物処理施設の使用前や、当該事業の開始前においては、積極的に環境省に情報共有されたい。

なお、認定高度分離・回収事業者に対しても、廃棄物処理法に基づく都道府県等による報告徴収等は可能であり、それら求めに事業者は適切に対応する必要があることに留意されたい。

7.3. 認定後に適用される処理基準について

認定高度分離・回収事業者については、産業廃棄物の処理に当たって、法独自の基準が適用される。

※一般廃棄物の処理に当たっては、いずれの認定についても廃棄物処理法における一般廃棄物処理基準が適用される

【法 第18条】

(廃棄物処理法の特例)

第十八条 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第七条第六項又は第十四条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。）を業として実施することができる。

2 認定高度分離・回収事業者（産業廃棄物の処分を業として行う者に限る。）は、政令で定める基準に従い、当該処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十六条の二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄物処理基準又は」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十八条第二項の政令で定める基準又は」と、同項中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十八条第二項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。
(略)

【令 第9条】

(認定高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の処分の基準)

第九条 法第十八条第二項の政令で定める基準は、産業廃棄物の処分に当たっては、第六条第一号イ及びロの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 認定高度分離・回収事業計画（法第十七条第三項に規定する認定高度分離・回収事業計画をいう。）に基づき再資源化を実施する産業廃棄物は、適正に再資源化を実施するようにすること。

二 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

(2) 環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を外部から見やすい掲示板に表示すること。

ロ 保管の場所から産業廃棄物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - (2) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
 - (3) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - (4) その他環境省令で定める措置
- ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ニ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、消火設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。
 - ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 三 その他法第十六条第一項の環境省令で定める廃棄物ごとに、環境省令で定める産業廃棄物の処理に関する高度な技術を用いた生活環境を保全するための方法によること。

【解説】

概ねの基準は廃棄物処理法を基本としつつも、認定高度分離・回収事業計画においては、告示により廃棄物の種類を限定し、かつ特に高度な技術のみを認定するものであることから、その特徴に応じた基準を設けることとしている。具体的な基準については、廃棄物の種類ごとに規定した告示を参考にする

廃太陽電池関係 令和 7 年 11 月 12 日 廃太陽電池の処分等に係る基準（令和 7 年環境省告示第 85 号）

また、認定高度分離・回収事業者へ適用される基準として、計画に基づいた適切な再資源化の実施を求めるため「再資源化を実施する産業廃棄物は、適正に再資源化を実施するようにすること。」の規定を設けた。

第8章 本制度に関する問い合わせ先

<専用コールセンター>

電話番号：03-6759-6027

Eメール：circular@sanpainet.or.jp

※電話お問い合わせ可能時間：平日の午前9時30分から午後5時30分

Ⅰ 改訂履歴

改訂月	改訂内容
令和7年10月	暫定版公表
令和7年11月	公表